

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公表番号】特表2007-524824(P2007-524824A)

【公表日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2007-033

【出願番号】特願2006-517462(P2006-517462)

【国際特許分類】

G 01 N 27/28 (2006.01)

G 01 N 27/327 (2006.01)

G 01 N 27/416 (2006.01)

【F I】

G 01 N 27/28 3 3 1 Z

G 01 N 27/30 3 5 3 Z

G 01 N 27/30 3 5 3 S

G 01 N 27/46 3 3 8

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年8月17日(2009.8.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一および第二側面を有し、当該第一および第二側面に平行な中心縦軸を有する基板と該基板に貼り付けられ、試料チャンバーを少なくとも部分的に画定する空間域を有するスペース層とを含むテストストリップ本体、

前記基板上に貼り付けられ、かつ前記スペース層の前記空間域内に位置決めされる測定電極、

前記試料チャンバー内に位置決めされる第一部分および前記スペース層と前記基板のあいだに挟まれている第二部分を有する前記基板上に配置される試薬層からなるテストストリップ。

【請求項2】

前記テストストリップ本体が前記スペース層にはりつけられるカバー層、前記カバー層により少なくとも部分的に境界される前記試験チャンバー、前記基板、および前記空間域を画定する前記スペース層の部分を備える請求項1記載のテストストリップ。

【請求項3】

前記空間域が前記中心縦軸に整列され、前記ストリップ本体の末端に配置される試料受取開口を終結するチャネルを備える請求項1または2記載のテストストリップ。

【請求項4】

前記スペース層と基板とのあいだに配置された接着剤層をさらに備える請求項1～3のいずれか1項に記載のテストストリップ。

【請求項5】

前記試薬層が約1～20ミクロンのあいだの厚さを有する請求項1～4のいずれか1項に記載のテストストリップ。

【請求項6】

前記試薬層がシリカを含む請求項1～5のいずれか1項に記載のテストストリップ。

**【請求項 7】**

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のテストトリップを製造する方法であって、

- ( a ) 第一および第二ウェブ縁を有する基板材料のウェブを供給する工程、
- ( b ) ウェブ上に複数の離間された電極組を形成する工程、
- ( c ) 前記ウェブに、前記第一ウェブ縁に平行に向けられた試薬材料の連續ストライプを設け、該ストライプによりそれぞれの電極組の少なくとも一方の電極を覆う工程、
- ( d ) その中に形成された複数の空洞を有するスペース材料のウェブを提供する工程、
- ( e ) 前記スペース層材料のウェブを基板材料のウェブに積層し、前記複数の電極組のそれぞれ一つに整列される各空洞を有するウェブを形成し、および
- ( f ) 前記ウェブを複数のテストトリップに切断し、それによって前記切断物が第一および第二側面を有する複数のテストトリップを画定しおよび前記基板および前記スペース層材料の間に位置決めされ、しかも前記テストトリップ第一および第二側面まで延びる試薬層を含む方法。

**【請求項 8】**

スペース材料のウェブが接着剤により基板材料のウェブに積層される請求項 7 記載の方法。

**【請求項 9】**

前記スペース層材料のウェブを積層した後および前記ウェブを切断する前に、前記スペース層材料のウェブに被覆層材料のウェブを積層することをさらに含む請求項 7 または 8 記載の方法。

**【請求項 10】**

前記試薬ストライプが約 3 ~ 20  $\mu\text{m}$  までのあいだの厚さまで乾燥する請求項 7 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の方法。

**【誤訳訂正 2】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

その中の 1 つの形態では、本発明は、メータ挿入および試料受取末端、第一および第二側面、およびその 2 つの側面に実質的に平行に向けられる中心の縦軸を有するテストトリップを提供する。テストトリップは、試料受取末端からメータ挿入末端まで下流方向を画定する。テストトリップは、その上に形成される電極を有する基板を含む。スペース層は基板上に重なり、試料受取チャンバーを少なくとも部分的に画定する空間または空洞を有する。試薬層は、試料受取チャンバーに配置され、基板と電極の一部を覆う。試薬層は、スペース層と基板のあいだに挟まれ、基板の第一および第二側面に延び、テストトリップの試料受取末端にも延びる。

**【誤訳訂正 3】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

基本的説明

特に図面に関して、本発明に従って有用なテストトリップの好ましい実施態様を示す。テストトリップ 10 は、基板 12、スペース層 14、および本体カバー 18 とチャンバーカバー 20 を含む被覆層 16 を包含する。スペース層 14 は、基板 12 と被覆層 16 のあいだで延びる試料受取チャンバー 24 を供するための空間部分 22 を包含する。

**【誤訳訂正 4】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0058

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0058】

スペース層

構成

テストストリップは、基板の上にあり、そして部分的に、試料受取チャンバーを画定するスペース層14を含む。特に、スペース層14は、試料受取チャンバー24の高さおよび周囲を実質的に画定する空間部分22を含む。空間部分22は、縁開口部を有するように都合よく配置され、これにより試料流動体が縁開口部を接触し、試料受取チャンバーに入る。縁開口部は、側面縁での配置も有用であることが理解されるが、好ましくは、テストストリップの末端に配置される。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0061

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0061】

好ましくは、本体カバー18およびチャンバーカバー20は、排出開口部の作製、形成を容易にする2つの別の部材からなる。本体カバー18とチャンバーカバー20は、両方とも、実質的に、同じ水平な平面に配置される。チャンバーカバー20は、スペース層の空間部分22を実質的に覆い、試料受取チャンバーの頂部を形成する。チャンバーカバーは、好ましくは、下にさらに詳細に記述されるとおり、その底部側に親水性被覆または処理21を含む。本体カバーとチャンバーカバーは、図1に示されるとおり、テストストリップに沿って長手方向に端と端をくっつけて位置決めされ、そのあいだにスロット34を含む。スロットは、スペース層の空間部分22の内側末端に隣接して配置され、本体カバー18からチャンバーカバー20を離間する小さなギャップを形成する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0066

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0066】

被覆層16は、試料流動体が試料受取チャンバーに入る際に、観察を促進するためにも使用されうる。これは、チャンバーと周囲の領域とのあいだの色または影における対照を提供することによって達成される。たとえば、1つのアプローチでは、空間22を囲むスペース層14の一部は、試料受取チャンバーの底部の色、たとえばチャンバー底部に配置される化学的試薬層の色と対称的な色で供される。この対照色は、たとえば、試料受取チャンバーに隣接するスペース層の一部にインクまたは他の着色剤を適用することにより供される。層14の着色部分23は、図2に描かれる。その後、チャンバーカバー20は、使用者が、チャンバーと隣接スペース層を観察することを可能にする透明または半透明材料として提供される。試料流動体が、テストストリップの縁から入るにしたがい、使用者は、排出開口部に向かって毛細管作用により移動する際にその進行を観察することができる。この型の特徴は、1999年12月7日にクリスマー(Crismore)に発行され、そして参照してここに組込まれる米国特許第5,997,817号にさらに記述される。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0078

【訂正方法】変更

## 【訂正の内容】

【0078】

## 吸着剤

試料チャンバーは、別の状況では空であり、それは好ましく、あるいは、代わりに、吸着剤材料を含みうる。適切な吸着剤材料としては、ポリエステル、ナイロン、セルロース、およびニトロセルロースのようなセルロース誘導体が挙げられる。吸着剤材料は、流動体がチャンバーに移動する際に支援することによって、試料流動体の取り込みを促進するために含まれうる。吸着剤材料の使用は、試料流動体の受領のための試料受取チャンバーの空間体積をさらに減少させる役割も果たす。